

議案第90号 三田市聖苑の管理に係る指定管理者の指定について

令和6年度末に指定期間が満了となる「三田市聖苑」について、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

名 称	指定管理者となる団体
三田市聖苑	さんだ斎苑管理グループ（2団体によるグループ申請） 大阪府大阪市北区天神橋7丁目7番5号 （代表団体）イージス・グループ有限責任事業組合 職務執行者 斎藤孝宏 （構成団体）伸和サービス株式会社

2 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の指定管理費及び指定理由

(1) 指定管理費（5年計）

[限度額 257,500 千円(税込)] [提案額 256,649 千円 (税込)]

(2) 指定理由

令和6年10月11日開催の選定委員会において、評価結果の総合点は8割以上を得点しており、総じて高水準で安定した運営が見込めると評価しました。項目別にみても大きなばらつきはなく、とりわけ管理運営体制（規模や財務状況、人員配置など）については満点を取得しており、堅実な運営が期待できます。その他に、万一トラブルや苦情が発生した際に本部の関与がある点なども評価し、指定管理者として選定したものです。